

議案第 8 号

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 11 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市教育基金条例の一部を改正する条例

橋本市教育基金条例(平成18年橋本市条例第89号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前														
<p>(積立て) 第2条 略</p> <p>2 学校教育施設の財産処分手続に伴う積立ては、<u>別表の学校教育施設整備基金</u>に行うものとする。</p> <p>別表(第1条、第2条、第5条、第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="673 1160 826 2065"> <thead> <tr> <th>基金名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>安川忠治教育基金</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設整備基金</td> <td>学校教育施設の整備に必要な費用</td> </tr> </tbody> </table>	基金名	目的	略	略	安川忠治教育基金	略	学校教育施設整備基金	学校教育施設の整備に必要な費用	<p>(積立て) 第2条 略</p> <p>別表(第1条、第5条、第6条関係)</p> <table border="1" data-bbox="673 197 788 1102"> <thead> <tr> <th>基金名</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>安川忠治教育基金</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	基金名	目的	略	略	安川忠治教育基金	略
基金名	目的														
略	略														
安川忠治教育基金	略														
学校教育施設整備基金	学校教育施設の整備に必要な費用														
基金名	目的														
略	略														
安川忠治教育基金	略														

附 則

この条例は、公布の日から施行する。